

令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：名護市長、名護市議会議長、名護市選挙管理委員会、名護市代表監査委員、名護市農業委員会、名護市消防長、名護市教育委員会

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	90.0%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	80.2%
全職員	66.5%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長相当職	99.0%
本庁課長相当職	98.1%
本庁課長補佐相当職	— %
本庁係長相当職	96.4%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	86.2%
31～35年	92.1%
26～30年	88.7%
21～25年	96.2%
16～20年	86.6%
11～15年	91.6%
6～10年	90.4%
1～5年	94.6%

【説明欄】

・扶養手当や住居手当については、男性に支給している割合が高く、受給者の全体に占める男性割合は、扶養手当が約75%、住居手当が約68%となっており、男女の給与の差異の一因となっている。

・2. (1)「本庁課長補佐相当職」欄について、本市は該当する役職がないため記載なし。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。